- 1 案 件 名 LED道路照明灯賃貸借
- 2 数 量 (1)連続照明用 LED 道路照明灯具: 1, 763灯

上記の内訳 タイプ f:680灯、タイプh:381灯

タイプ k:421灯

タイプ外①:254灯、タイプ外②27灯

- (2) 自動点滅器 (電子式、受台セット): 1,763個
- (3) アタッチメント:500個
- (4) ルーバー (遮光板): 200個
- 3 賃貸借期間 平成29年3月1日から平成39年2月28日まで
- 4 契約金額 金 円

(月額 金 円、ただし最終月は、月額 金 円)

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 P

- 5 設置場所 一宮市内の指定する場所
- 6 契約保証金 一宮市契約規則第8条第3号により免除

一宮市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、上記機器の賃貸借について、乙が責任をもって (以下「丙」という。)をして賃借することについて、別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市 代表者 一宮市長 中野 正康

 \angle

丙

(総則)

- 第1条 甲、乙及び丙は、この契約書(仕様書及び質問回答書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国 の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 乙及び丙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務(以下「業務」という。)を行わなければならない。
- 3 乙及び丙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。借入期間満了後又は この契約の解除後においても、同様とする。
- 4 この契約書に定める請求、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙又は丙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲と乙又は丙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治3 2年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。 (権利義務の譲渡等)
- 第2条 契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(危険負担)

第3条 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に甲、乙又は丙 それぞれの責に帰することができない理由により損害を生じた場合といえども乙又は丙がこれを負 担する。

(機器の納入等)

第4条 乙は、機器を契約書及び仕様書等で指定された場所へ乙の負担で納入し、使用可能な状態に 設置及び調整したうえ、賃貸借期間の開始日から甲の使用に供しなければならない。

(検査)

- 第5条 甲は、乙から機器の納入及び設置完了の報告があったときは、速やかに検査を行うものとする。
- 2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。
- 3 検査の結果、不合格のものがあったときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入及び 設置しなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

- 第6条 乙は、機器の貸付けを遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天 災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び 1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年14.6パーセントの割合で算出した額とす る。
- 3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

- 第7条 丙は、毎月の賃貸借料を翌月以降に甲に請求するものとする。
- 2 甲は、丙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を丙に支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律 第256号)第8条の規定に基づいて年2.8パーセントの割合で算出した遅延利息を丙に支払わ なければならない。

(監督員)

- 第8条 甲は、契約日の翌日から賃貸借期間開始日の前日までの間、監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項の うち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、契約図書に定めるところにより、次に掲げる 権限を有する。
 - (1) 機器の納入及び設置についての乙又は乙の現場責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 機器の納入及び設置のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 契約図書に基づく工程の管理、立会い、設置の状況の検査又は材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。 (現場責任者)
- 第9条 乙は、前条に定める期間中に現場責任者を定め、この契約締結後5日以内に、甲の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 現場責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締まりを行うほか、機器の納入及び設置に 関する乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(契約金額の変更方法等)

- 第10条 契約金額の変更については、甲と乙及び丙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙及び丙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙及び丙の意見を聴いて定め、乙及び丙に通知するものと する。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、 乙及び丙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙及び丙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙及び丙とが協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

- 第11条 機器の設置において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、機器の設置に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害の